

3番（川瀬 孝代君） 皆様、おはようございます。3番、川瀬孝代でございます。

初めに台風12号による記録的な豪雨は、紀伊半島を中心に甚大な被害をもたらしました。道路は各地で通行不能となり、電気、水道など、あらゆるライフラインが寸断されたままの地域が多く出ました。紀宝町では町の大半が川の氾濫で冠水をし、奈良県の五条市では50メートルを超える山津波で町が一変したと、そのような報道がございました。こういう災害の中で、本当に先日も東員町でもございましたが、豪雨のすさまじさを感じているところであります。

昨日、水谷町長は被害の現場に東員町の給水車を提供し、また職員も派遣をしたというご報告をしてくださいました。被災者支援はもちろん、そこへ派遣になっている職員の方はもとより、大変ご苦勞をおかけしますが、総力を上げて取り組んでいただきたいと、そのように思います。よろしく願いを申し上げます。

また、今回のこの災害で犠牲となられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災をされた方々にお見舞いを申し上げます。そして東日本大震災も大変な被害を受けましたけれども、今回の災害も一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1つ目は危機管理について、2点、質問をいたします。

1点目、災害時の事業継続計画、BCPの策定について、お伺いをいたします。

このたびの東日本大震災は、人間の想定をはるかに超える自然災害が実際に起こり得るという現実を突きつけられました。この東日本大震災を機に事業継続計画、いわゆるBCPが今注目を集めています。

このBCPとは、地震のような大規模な災害やテロといった不測の事態が発生した場合に、企業や行政機関が重要事業を継続できるよう、事前に立てておく計画のことを言います。

大規模災害は地域経済にも大きく影響を及ぼすことが想定をされています。もちろん、今回もそうでありました。

被災しても重要な事業が中断しないこと、中断しても可能な限り短時間で復旧することが望まれています。緊急時に重要な業務をどう継続し、復旧を進めていくのか、あらかじめ決めておく新しい危機管理の手法でもあります。

BCPは欧米では災害時にも事業が継続し、万が一被災をして事業が中断しても、早急に被災前の状況に近づけられるような事前の構えとして策定をする企業が多くなっています。そして国内でも策定をしている企業が出始めています。

地方自治体においては、地域住民の命、生活、財産の保護だけではなく、行政サービスの維持、例えば保健や福祉への対応、被災時における道路、水道、港湾など

の復旧・整備といった観点から、BCPの策定の取り組みが今広がっているところ
であります。

事業継続に重点を置いていることから、一般的な防災対策とは異なります。

総務省では昨年11月、地方自治情報管理概要の中で業務継続計画、すなわちBCPの策定状況を平成21年度末に公表いたしました。策定をしないという市区町村は1,095団体、66%に及んでいることが明らかになりました。BCP策定は法律などで義務づけられてはおりません。内閣府は昨年この状況を見ながら、4月に自治体用の手引きを発行して後押しをしている状況であります。

県内で策定しているところは四日市市、伊勢市、尾鷲市、熊野市です。本町において災害時に町民の安全・安心を確保するための防災計画はございます。しかし、これと同時並行に進めなくてはならない町民サービスである主要事業を継続して行える計画は策定をされているのでしょうか。

大規模災害の発生が懸念をされる時ですので、必要とする課題ではないかと考えます。町長のお考えをお聞かせください。

2点目、緊急速報、エリアメールの導入について、お伺いをいたします。

このエリアメールは、気象庁が配信する緊急地震速報や、国や地方公共団体が配信する災害避難情報などを特定エリアへ一斉配信するサービスです。対象エリアの携帯電話に対してのみ配信することが可能で、市区町村になります。また、県でも現在取り組んでいるところもございます。

このエリアメールは、東員町内において、エリアメール対応機種 of 携帯電話を持っていれば、緊急速報を受信できるということです。今のところ、NTTドコモ1社でございます。東員町において、観光で町外から来られる方もたくさんみえます。そういった方にも緊急速報を受信できます。アドレスの登録は必要なく、無料で受信できます。

6月末時点で29の都府県、そして76の市区町村が導入をしています。このうち28の自治体が、この東日本大震災後に提供を始めているということでもあります。

県内においては昨年から鈴鹿市が導入し、桑名市、四日市市、伊勢市、津市が導入をしています。また、今後取り組むということもでございます。

本町における災害時などに、住民の皆さんに的確な情報の収集伝達を確保するための通信整備として、防災行政無線、防災ラジオ、町の行政情報メールがござい
ます。そのことを踏まえながらですが、今後は、それぞれが持つツールについては、携帯電話が一番有効なものではないでしょうか。また、6月30日に起きました集中豪雨の時には雨の音が大変大きく、会話をしているにもかかわらず、そのために外からの情報が聞こえないといった、そのような声もございました。

災害関連情報を迅速かつ正確に、多くの方に伝えることができる緊急速報システムであるエリアメールの導入について、町長のお考えをお聞かせください。

以上2点について、よろしくお願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 水谷町長。

町長（水谷 俊郎君） 川瀬議員の危機管理についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目のBCP業務継続計画の策定についてでございますが、大規模な災害や緊急事態において、いかに業務を継続するかという考え方に重点を置き、計画策定されるものでございます。

地震が起きて役場業務が被害を受けましたら、初動対応と応急対応に追われるものと思います。それと同時に、町といたしましては日常の業務を持っておりますので、それらを1日も早く復旧していかなければなりません。

そういった意味で、初動態勢と日常業務の復旧というものを同時に行い、計画を立てて、優先順位を決めていくということは、極めて重要なことであると認識をいたしております。

先ほど議員もご案内ありました、近隣市町の策定状況なども調査をさせていただき、勉強もさせていただきながら、BCP業務継続計画の策定に向けて研究を前向きにしていきたいと思います。

紀宝町へ派遣しました第一陣の職員が夕べ遅く帰ってまいりまして、今日聞きましたら、やはりライフラインがズタズタでございます。こういう時に、もし役場そのものが被害を受けたときのことを想定していかなければならないなということを思っております。そして当町では、事務事業そのものを含めて、BCPについても前向きに検討をさせていただきたいと思っております。

次に2点目のエリアメールの導入についてでございますが、災害等が発生した際の緊急伝達手段として、当町では防災行政無線の子局70局を町内全域に設置、30カ所の公共施設等に防災ラジオを配備、また、東員町行政メールの配信による情報伝達を行うこととしておりますことは、先ほど議員のご案内のとおりでございます。

議員のご指摘のように、できる限りの災害情報伝達手段を確保することは、災害の減災につながるものと考えております。

現在サービスを行っておりますNTTドコモのエリアメールの月額使用料も、7月から無料となりましたということから、導入に向けて準備を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

議長（山本 陽一郎君） 川瀬議員。

3番（川瀬 孝代君） BCPに対しまして、ご答弁ありがとうございました。

策定する方向でぜひ早急をお願いをしたいんですけれども、現在、危機管理に対しまして、大変住民の方の意識も高まっています。また、テレビとかメディアの情

報もかなりありますので、そういう部分では本当に大切な部分であると、私は今回痛感をしたところであります。また、水谷町長から先ほどのご答弁にもさまざまありましたが、首長には本当に非常時においても手腕が問われるという、そういう状況でございます。今回の紀宝町におきましても、本当にどうしたらいいのかわからないという、そのような声を私も伺いました。

公明党では、2日の日に既に災害対策の部分の本部を設置しまして、各地域へ招集をしました。そして5日の日には、国会議員、県議員、市議員、町議員、みんなのネットワークのもと、現地に出向き、それをもう既に国のほうに声を上げています。

そういう中で現場の声を聞きますと、先ほどもお話があったように、とにかく道路が通れない、思ってもみない土砂崩れ、家がぐちゃぐちゃという、そういう状況の中で現場を歩くのも大変だったという、そのようなお話がありました。そしてまた、そういう状況の中で、国はそのずっと後に対策本部を立ち上げたという、大変遅い失態が、これからますます明らかになってくるのではないかと、そのように私は思いました。

私もいろんな部分で、災害ということに対して学んでいかなければいけないということも痛感をしております。地域防災の計画の中のそういう位置ではなく、災害において必要な業務を本当に継続できるようにするための体制の整備、そのようなことをしっかりと図ることが必要であると思えます。

それと同時に今回のBCPの策定に当たりましても、現場の職員の声を聞きますと、東員町ではございませんが、職員全体が共有をしなければいけない計画なんです。だから私は知りませんでしたということが通用しませんので、そのために大変難しい部分も出てきているという、そのようなお話もありました。

特に大事なものは、災害が起こったときに職員をどう確保するのか、そしてまた、東日本大震災の場合は、町そのものが壊れています。町そのものがありません。また、町長がお亡くなりになるとか、職員の方がいなくなる、そういったときのことでも想定しながら計画を立てなければならぬという、そういうものでございます。

今回、東日本大震災でも、被害を受けた状況というのは、津波というのが大部分を占めておりました。東員町においては、そういう部分では相当はしない、そういうことであるかもしれません。しかし被災地での教訓を生かして、内容を絞りながら、本町においてどうなのか、災害時にどう責任を負うのかという、そういうことをしっかりと計画を立てていただきたいと思います。

BCPがあれば、被災時に自治体の機能が麻痺することは、今までの被害を見てもそうですけれども、あり得ないという、そういうことも言えると思えます。その計画について、また私も現場のほうで聞いていきたいなと、そのように思います。

そしてエリアメールの件なんですけれども、東員町の登録されます町の行政情報メールですね、私も登録をさせていただいております。平成23年3月の時点で1,487件という、そのようなご報告がございましたが、この数値というのはどのぐらいの数値になるのでしょうか。また、東員町としての目標数値とか、そういうものはあるのでしょうか。その点について、お伺いしたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 日置総務部長。

総務部長（日置 直人君） 先ほどのエリアメール、NTTドコモの件数が1,478件ということをお知らせされたけれども、件数の目標どうのこうのではありません。今回、7月から無料になったということで、早急にNTTドコモと契約をいたしまして、この契約件数をさらに皆さんに広げていただく。それから先ほど申されましたように、番号だけでアドレスを登録せずにでも契約ができるということでございますので、その辺はこちらのほうで進めていきたいと。

それから他社の状況もお聞きをしております。KDDIさん、いわゆるauサービスさんについては来年の春、ソフトバンクさんについては現在検討中ということをお聞きしておりますので、その辺の他社の導入につきましても、こちらのほうで、それに追従して整備をしていきたいというふうに考えております。

議長（山本 陽一郎君） 川瀬議員。

3番（川瀬 孝代君） ではぜひしっかりとお取り組みをお願いをしたいと思います。

私は7月の初めに東日本大震災の現地に、東松島市を經由して、石巻市のほうに視察に行かせていただきました。これは個人で行った部分でございます。

現場を見た時は、本当に言葉がありませんでした。津波が襲って、その後、火災にあったという門脇小学校にも行かせていただきました。本当に真っ黒焦げで何とも言いようのない、そういう現場でございました。

この裏山の日和山に子どもたちが逃げたという、そういうことで避難をしたということで、子どもたちが助かったということもお伺いをしました。この日和山から石巻の港、それから湾岸の住宅地を見たその光景は、私の心の中に永遠に残るのではないかと、そのような衝撃を受けた部分でございます。

そして何よりもこの災害において大きな力を発揮したのが、釜石市の釜石の奇跡と言われた「津波防災教育」です。今回のテーマではございませんが、本当に「津波てんでんこ」という、そういう言葉を日本中にまきながら、3原則を守り、子どもたちがそれを徹底して実践をしたという、本当に亡くなられた方がたくさんいる中で、大変すばらしいことだと、そのように思いました。

何よりも自分の命は自分で守るという、その教育に徹底された片田教授が7年前から子どもたちを指導してきたということは、三重県の知事をはじめ、三重県のほうにも来てくださってお話をされたら、そのように伺っております。また今回は、

その片田教授の教育を受けるということで、尾鷲市が取り組みをされるということです。

釜石市では2008年度に文部科学省の防災教育支援モデル地域事業というのがありまして、それに採択をされて行われていたということも伺いました。

この片田教授がこのようなことをおっしゃってみえます。防災対策をしっかりとやり、それを超える災害には、逃げるということを原則として、社会の安全を考えることが重要である。相手は自然で、行政が住民の命を完全に守り切ることは無理だ。また、今の行政は、これに従っていれば大丈夫ですというような防災をしているところがあると。そして自分の命を守るのはあなた自身だ、あなたがベストを尽くすこと、行政はそれに対してサポートをしますという、そういう形に発想を転換しなければならないと、そのようなお話がありました。私もこれはごもつともだなと、そのように思います。また、国民も自分の命は自分で守るという、当たり前のことをしっかりと認識すべきだと言われていています。

こういうことを考えたときに、今回防災訓練が中止となりました。東員町としても本当に大きな打撃ではなかったかなと、そのように思います。東員町として、今後家族で防災会議を持つことへの啓発をしてはどうでしょうか。そういう中に自分の命の大切さも、きっと考えることができるのではないかと思います。

また、広報とういんでは、防災のことが連続で載っております。私もしっかりと読ませていただきました。今までにない災害が起こっているこの現状、またこういう時こそ大事な取り組みだと思えます。

また、本町の学校での防災教育、こういうものにも真剣に取り組み、子どもたちが自分の命を守る、また自分の命の大切さを学んでいける、そういう教育にも取り組んでいただきたいなと、そのように思います。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして2つ目、福祉政策について、2点質問をいたします。

1点目、高齢者への聴覚検査の導入について、お伺いをいたします。

6月末に公表されました国勢調査速報値の部分で、1人世帯が最も多く3割を超え、65歳以上の単独世帯が増え続けていると伝えていきます。

超高齢化の社会となりつつある中で、慢性的に医療や介護を必要とする高齢者が年々増加をしています。高齢者が尊厳ある生活を維持するためには、コミュニケーションの維持が必至です。しかし認知症などによりコミュニケーションが妨げられたりしています。

認知症を引き起こす原因の一つに難聴があります。厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の人のうち、聞こえづらいと自覚しているのは21.6%、70歳以上では25.2%と、4人に1人は難聴を自覚しているということです。

加齢による難聴は老人性難聴とも呼ばれ、高い音が聞こえにくくなるのが特徴です。連続した音が途切れて聞こえなくなるために、聞き間違いが多くなり、会話が上手に進まなくなります。

ただ、低い音は比較的聞こえるために、少し年をとったせいか、おかしいのは仕方がないかなと、そのようなことを思い、耳鼻科の受診を延ばしがちになり、早期発見を逃がしてしまうという、そしてまた治療に困難を来すという、そういうような状況があります。

難聴から社会的参加ができなくなり、またそれが原因で家庭内で孤立をする、生きがいをなくし、閉じこもり、うつ、認知症へと進展させないためには、定期的な検診を行うことが大変重要であると思います。

現在、国による高齢者の基本健康診断には、聴力に関するチェック項目はないということであります。埼玉県坂戸市、また鶴ヶ島市では、医師会の協力のもとに、平成18年度より基本健診時に聴覚検査を実施し、特定健診に移行してからも続けているということ伺いました。

また、検査の際使用する簡易聴力チェッカーというものが、2010年12月に鶴ヶ島の耳鼻咽喉科診療所の小川郁男医師により考案、開発されております。この簡易聴力チェッカーというのは、携帯電話より少し大きめのものでございます。それを通して、内科医による検査から専門医に受診をつないでいくということを行っているそうです。

鶴ヶ島市では、この簡易聴覚チェッカーを活用して、市の職員が要支援の方、介護認定には至らない2次予防高齢者、特定高齢者、または老人会の会合などに参加されている元気な高齢者の皆さんが活動している体操教室やデイケアなどに出向いて聴覚チェックをし、その結果で耳鼻科につないでいく、そこで見てもらう、そのようなことをしていると伺いました。

簡易チェッカーは、音だけではなく、ペンギン、飛行機、日比谷、7時などの言葉を発し、また今日は何月何曜日ですかとか、3つの言葉、桜、ねこ、電車など、覚えておいてくださいなどの質問を発します。希望者に行うそうですが、ほとんどの方が希望されるということです。血圧を測るような気軽な気持ちで、そういう機会を設けることも大切ではないかと思いました。

東員町においても生きがい対策、介護予防対策として、職員の方をはじめ、一生懸命取り組んでいただいております元気老人サロン、シニアカレッジ、シニアサークルなどの事業や、また認知症のサポーター養成講座なども実施し、取り組んでいただいていることを大変感謝しております。

しかし、高齢者が尊厳ある生活を維持するためには、介護予防の充実、認知症の予防のために、また高齢者の難聴、認知症の早期発見に役立つと言われております

簡易チェッカーを使った聴覚チェックを実施することが必要ではないかと考えます。町長のお考えをお聞かせください。

2点目、通所サービス利用促進事業の実施状況と今後の対応について、お伺いいたします。

通所サービス利用促進事業は、障害者自立支援対策臨時交付金の1つで、平成19年度より実施をされております。車の運転ができない、公共交通機関が利用できないなどで、自分では通所できない方が、障害福祉サービスの利用をするための移動の費用として、片道540円の補助をする制度であります。

障がいを持つ方々が日中、活動の場へ通うことは、社会参加のきっかけづくりになり、その後、就職などにつなげていくことにもなると思われれます。家族が事業所まで送迎することも、一部の家庭では可能なことでもあるようですが、実際には長続きはしないという、そのような例が多いと伺いました。

通所サービス利用促進事業は、障がい者自身の自立から社会参加、そして家族や周りの障がい者への理解まで影響を与える事業であると、そのようなことでありますが、それが今年度で終了するという、そのようなことをお伺いしております。そのために次年度以降の継続を望む声が現場でありました。東員町としての、この補助事業に対するお考えを、町長のほうからお聞かせください。

よろしく願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 水谷町長。

町長（水谷 俊郎君） 川瀬議員の福祉施策について、ご答弁申し上げます。

まず1点目でございますが、高齢者の聴覚検査の導入についてということでございますが、難聴と認知症の関連につきましては、難聴を有する成人は、そうでない成人に比べて認知症リスクが高く、難聴が重度であればあるほど、リスクも高いことが示唆されていると聞いております。

本町におきましては、「認知症対策事業」を介護保険事業計画、高齢者福祉計画の重点項目と位置づけ、認知症サポーター養成講座に積極的に取り組み、地域の皆様への認知症に対する周知啓発を図っているところでございます。

また、他市町に比べ、早期に地域包括支援センターへ認知症連携担当者を配置し、認知症疾患医療センターと連携をとり、気軽に相談できる体制づくりに努めるなど、認知症の予防、早期発見に取り組んでおります。

今後も、より多くの住民の方に、認知症に対する理解を深めていただくことが重要であると考え、現在の取り組みの継続と強化を図るとともに、早期発見の手段として、聴覚検査などを検討してまいりたいと思います。

次に2点目の「通所サービス等利用促進事業」の実施状況と今後の対策について、お答えをいたします。

この事業は、障害者自立支援法による通所サービスや、短期入所を実施している事業者が利用者の送迎を行った場合、一人につき通所サービスの場合で、片道当たり540円、短期入所の場合、1,860円を助成する制度であります。

本町における昨年度の実施状況を申し上げますと、月平均49名、年間で延べ7,445回の利用がございまして、TOINアーチやいずみ作業所など、9つの事業所に対して、合計468万1,470円の助成をさせていただきました。

この事業は国からの臨時交付金を活用した3カ年の事業であり、議員ご指摘のとおり、今年度末で終了となります。しかし、地方自治体をはじめ、福祉施設や障がい者の団体等から強い存続要望がありますことから、現在、国の方で、来年度以降の対応について、検討が行われているように聞いております。

私といたしましては、まず、国や県に対し、事業継続の要請をしていくことこそが先決であると考えておりまして、現段階で、本町として独自の対策は考えてはおりません。そして近隣市町の対応等も含め、もう少し様子を見ていきたいと考えております。

なお、私は町長就任以来、障がい者・障がい児の保護者の方々や「いずみ」の関係者の皆さんと何度もお会いし、お話し合いをさせていただき、その中で、障がい者に対する相談窓口の充実や、「日中一時支援事業」を実施するための場所の確保、また、障がい者の皆さんが就労できるための施設整備に対する支援等々、さまざまなご意見や要望をたくさんいただいております。

東員町の障がい者に対する福祉施策はまだまだ十分ではございませんが、それを承知の上で、ご質問の「通所サービス等利用促進事業」も含め、本当に今、どのような支援が必要なのか、総合的な観点に立って、途切れのない支援を行う必要があると考えております。来年度は福祉専門職を1人採用いたしまして、積極的にその取り組みをさせていただき所存でございますので、どうかご理解を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 川瀬議員。

3番（川瀬 孝代君） ご答弁ありがとうございます。

この聴覚検査というか、それにつなげていく部分なんですけれども、チェッカーは金額的にも1台5万9,800円ということですので、大変高いものだと思いますが、ぜひ導入をしていただきたい。そしてこれからどんどん高齢者が増える、そういう状況になりますので、お取り組みをお願いしたいと思います。

そしてまた、この簡易チェッカーは在宅に活用ができます。きちんとした検査ではございませんので、医師の資格が要るとか、そういうことはないことです。ですのでヘルパーの方とか保健師の方でもチェックができるという、そういうものがあります。ぜひ研究していただいて、そして予防教室、そういうところに来られた方

にも手軽にできると思いますので、お取り組みをしていただきたいと、そのように要望をして、お願いをしたいと思います。

そして通所サービスの部分なんですけれども、本当に期限が切られてますので、時間がございません。ですので、すぐに国のほうにも要望をどんどんしていただきたいですし、また県のほうでも取り組みをしてほしいという、そういうような声を上げているところなんですけれども、今後こういう福祉に対するさまざまなサービス、そういうものは切り離すことはできませんので、水谷町長の促進力で、ぜひ継続をするなり、またさまざまな角度で、支援をしっかりとお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。